

エコデザイン（EuP）指令実施措置の現状

ブリュッセル・センター

エコデザイン（EuP）指令は2005年に発効したが、製品分野ごとの具体的な実施措置はようやく2009年1月から順次施行が始まり、2009年10月時点で計9製品分野の実施措置が施行された。さらに、エコデザイン要件の義務化には施行から一定期間の猶予が設けられているが、2009年9月1日から最初の義務化として「住宅用照明（100W以上の白熱電球など）」の撤廃が始まった。本格的に始動し始めたEuP指令のこれまでの経緯と具体的な実施措置の現状を紹介する。

目次

1. EuP指令の背景と経緯	2
(1) 統合製品政策とエコデザイン	2
(2) EuP指令の要点	2
(a) 対象となるエネルギー使用製品と指令改正の動き	3
(b) 実施措置による個別製品分野への規制	4
(3) 実施措置策定のプロセス	4
2. 法整備の現状と今後の見通し	5
(1) 施行された欧州委規則の9製品分野	5
(2) 2009～2011年に実施措置導入が決まる製品分野	6
(3) 2012年以降に実施措置導入の可能性がある製品分野	7
3. 施行された規制の事例	8
(1) 実施措置の構成と共通要素	8
(2) エコデザインの要件の実例	9
(a) 家電機器とオフィス用電子・電気機器のスタンバイモードとオフモードの電力消費	9
(b) 家庭用冷蔵庫・冷凍庫	9

1. EuP 指令の背景と経緯

エコデザイン (EuP) 指令は 2005 年に発効したが、指令は大枠を定めるもので、具体的なエコデザイン要件 (省エネ基準) については製品分野ごとに実施措置を策定することとなっている。そのため、指令に基づき製品分野ごとに準備調査、関係者との協議が行われてきたが、2009 年 1 月に待機電力に関する実施規則が発効して以来、2009 年 8 月までに 9 製品分野の実施規則が施行された。

さらに、エコデザイン要件の義務化には施行から一定期間の猶予が設けられているが、2009 年 9 月 1 日から最初の義務化として「住宅用照明 (100W 以上の白熱電球など)」の撤廃が始まっている。このように指令の実施が本格化する状況に鑑みて、本稿では EuP 指令のこれまでの経緯と具体的な規制の法制化の現状を紹介する。

(1) 統合製品政策とエコデザイン

欧州委員会では製品の環境に与える影響を軽減するため、1998 年頃から「統合製品政策 (IPP : Integrated Products Policy)」の検討を進め、2003 年 6 月に「IPP 実施のための戦略に関する政策文書¹⁾」を発表した。ここで打ち出されたのが製品ライフサイクルの考え方である。すなわち製品は資源入手から設計・製造、使用、廃棄にいたるすべての段階で環境に対する何らかの影響を与えるため、製品の環境関連の規制ではライフサイクル全体で環境負荷を軽減するという方策がとられるようになった。

この政策文書では、産業界のコスト負担も考慮して最も効果的な段階や部分に対して効率的な方法で環境の影響を最小化するとともに、既存の政策ツールを改善して組み合わせ、必要に応じて新たな規制を導入して全体として製品ライフサイクルに対応することが示されている。政策ツールとしては、法規制のほかに自主規制や標準規格、環境管理・監査制度 (EMAS : Eco-Management and Audit Scheme)、環境ラベル、政府のグリーン調達、環境技術の促進、国家補助などがある。この法規制の中で、製品の設計段階で生産者に規制を義務付けたのが EuP 指令である。

(2) EuP 指令の要点

EuP 指令は、正式には「エネルギー使用製品 (Energy-using Products : EuP)のエコデ

¹ "Communication from the Commission to the Council and the European Parliament, Integrated Product Policy, Building on Environmental Life-Cycle Thinking (COM(2003) 302 final)", Commission of the European Communities (Brussels, 18.6.2003)
http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/com/2003/com2003_0302en01.pdf

デザインに関する枠組み指令（2005/32/EC）」²で、2005年8月11日に発効した。エネルギー消費型製品の製造、流通、使用、使用済み製品の廃棄管理が環境に及ぼす影響の8割以上は、製品設計の段階で決まるという考え方に基づいたものである。指令の主な目的は以下の2点である。

- ・ エネルギー使用製品に対して加盟各国に共通したエコデザインの要件を導入する。
- ・ 製品のエネルギー効率と環境負荷の軽減を改善することで、エネルギー問題および地球温暖化に対応する。

(a) 対象となるエネルギー使用製品と指令改正の動き

エネルギー使用製品とは、「いったん上市またはサービスとして供与されたら、意図された働きをするためにエネルギー入力に依存する製品、またはこのようなエネルギーの生産・移動・測定のための製品」である。またエネルギー入力に依存し、エネルギー使用製品に組み込むための部品で、最終ユーザー向けに個別の部品として上市されるかサービス供与され、環境パフォーマンスを独立して評価できるものも含まれる。ただし、EuP指令に基づく実施措置または自主規制措置の対象となるのは、以下の3つの条件をすべて満たすエネルギー使用製品である。

- i) EU域内でかなりの販売・取引量がある：目安として、年間20万ユニットを超える場合
- ii) 上市またはサービス供与される数量を考慮して、EU域内で著しい環境影響がある
- iii) 過剰なコストをかけずに環境への影響を著しく改善できる可能性がある

欧州委員会は2008年7月、エネルギー効率を中心に製品の環境パフォーマンスを向上させるため、環境政策の枠組みを強化する行動計画³を発表。この中で、EuP指令の対象をエネルギー使用製品（EuP）から将来的に全てのエネルギー関連製品に拡大する方針を

² Directive 2005/32/EC of the European Parliament and of the Council of 6 July 2005 establishing a framework for the setting of Ecodesign requirements for energy-using products and amending Council Directive 92/42/EEC and Directive 96/57/EC and 2000/55/EC of the European Parliament and of the Council (Official Journal 2005.7.22 L191)

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2005:191:0029:0058:EN:PDF>

³ Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions on the Sustainable Consumption and Production and Sustainable Industrial Policy Action Plan” COM(2008) 397 final

http://ec.europa.eu/environment/eussd/pdf/com_2008_397.pdf

行動計画およびErP指令案については、ユーロトレンド2008年10月号「EU環境規制の動向と今後の課題」を参照。http://www.jetro.go.jp/jfile/report/05001616/05001616_001_BUP_0.pdf

打ち出し、同時に EuP 指令の改正案⁴を提示した。09 年 4 月に欧州議会で合意され、同 9 月の閣僚理事会で採択された。新指令では、これまでどおり輸送機器は除外されるものの、対象製品はエネルギー使用製品からエネルギー関連製品 (Energy-related Products : ErP) に拡大される。新指令では、エネルギー関連製品とは、「その使用によってエネルギー消費に影響を及ぼす、上市、またはサービス供与される、あらゆる製品」と定義される。すなわち、ErP にはこれまでの EuP だけでなく、製品の使用時にはエネルギーを消費しないものの、エネルギーの消費に間接的に影響を与える製品も含まれることになるエネルギー関連製品の具体例としては、水の消費を削減する蛇口やシャワーヘッド、建物の冷暖房に必要なエネルギーに影響を与える窓枠や断熱材などの資材が示されている。

(b) 実施措置による個別製品分野への規制

EuP 指令は一般的な原則を示した枠組み指令である。このため具体的な規定は対象となる製品分野別に実施措置 (IMs : Implementation Measures) で定めることになっており、各製品に対する具体的な規制は実施措置の施行によって初めて導入されることになる。実施措置の策定から施行には以下でみるようなプロセスを経る必要があるためかなりの時間を要し、最初の製品分野 (待機電力) の規制が欧州委員会規則として施行されたのは 2009 年 1 月である。

(3) 実施措置策定のプロセス

実施措置の策定は指令で定められた以下の手続きを経る。この中で、「諮問フォーラム (Consultation Forum)」は加盟国に欧州経済領域 (EEA) 参加国 (アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー) を加えた 30 カ国の政府代表者や業界団体、消費者団体、環境団体から選ばれた代表者で構成され、最大 60 名で構成される⁵。また「規制委員会」は加盟各国の代表者で構成され、コミトロジー手続き⁶に従い、欧州委員会がまとめた実施措置案の加盟国間での合意に向けた最終的な協議を行う。

- i) 作業計画の策定 : 欧州委員会が諮問フォーラムに諮って、向こう 3 年間で優先的に実施措置を採用する製品分野を明示する。

⁴ “Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council – establishing a framework for the setting of Ecodesign requirement for energy related products” COM(2008) 399 final

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2008:0399:FIN:EN:PDF>

⁵ Commission decision of 30 June 2008 on the Ecodesign Consultation Forum(2008/591/EC)
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2008:190:0022:0026:EN:PDF>

⁶

- ii) 事前調査研究：各製品分野について技術面、経済面、環境面を分析し、エコデザインの要件を調査する。1年以上を要する場合が多い。
- iii) 実施規則の作業文書策定と諮問：欧州委員会が実施規則策定に向けた作業文書を公表し、産業界をまじえた諮問フォーラムで検討する。この際に自主規制の可能性についても検討する。
- iv) 実施規則案の策定：欧州委員会が実施規則案を策定。通常は「欧州委員会規則」となる。
- v) 実施規則案の承認：実施規則案に対して規制委員会で協議し投票により承認する。
- vi) 最終的な採択と施行：欧州議会で精査したのち、欧州委員会が最終的に採択する。EU官報での掲載日から一定期間（通常 20 日間）後に発効する。

優先的に実施措置を導入する分野は作業計画で示されるが、作業計画の策定自体に時間がかかるため、先行して規制を導入する製品分野として 20 分野を決め、2006 年から順次、事前調査研究に着手して実施措置策定の手続きが進められた。この 20 製品分野は事前調査研究や諮問フォーラムでの協議などを経て製品分野の分割や統合が行われ、2009 年 10 月時点では 25 の製品分野となっている⁷。なお先行する製品分野に続いて、2008 年 10 月に最初の作業計画⁸がまとまり、2009～2011 年の 3 年間で実施措置の手続きを進める 10 製品分野が発表された。

2. 法整備の現状と今後の見通し

(1) 施行された欧州委規則の 9 製品分野

先行して実施措置の策定が進められていた 25 製品分野のうち、表 1 のように 9 製品分野について実施規則が施行された。省エネ技術の導入にはコスト、時間がかかることから、エコデザインの要件が義務付けられるまでには一定の猶予期間がある。また、どの製品分野についても、要件の達成については段階的な強化あるいは要件の段階的な導入が行われる。

⁷ 事前調査研究は外部に委託実施されており、それぞれホームページで関連情報を公開している。各製品分野の委託先やホームページ URL は前注 3 のユーロトレンド原稿を参照。

⁸ “Communication from the Commission to the Council and the European Parliament- Establishment of the working plan for 2009-2011 under the Ecodesign Directive” COM(2008) 660 final <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2008:0660:FIN:EN:PDF>

表 1：実施措置が施行された 9 つの製品分野と義務化の開始日

製品分野	施行日	実施措置の義務化の開始日
家電機器とオフィス用電子・電気機器のスタンバイモードとオフモードの電力消費	2009年1月7日	第1段階：2010年1月7日 第2段階：2013年1月7日
単純なセット・トップ・ボックス（デジタルテレビ用）	2009年2月25日	第1段階：2010年2月25日 第2段階：2012年2月25日
一体型安定器のない蛍光灯、高輝度放電灯、それらを作動させる安定器と照明器具（オフィスの照明と街灯）	2009年4月13日	第1段階：2010年4月13日 第2段階：2012年4月13日 第3段階：2017年4月13日
非方向性住宅用ランプ（光出力の80%以上が立体角内（120度）にある照明＝方向性ランプ以外）	2009年4月13日	第1段階：2009年9月1日 以後、1年ごとに第5段階：2013年9月1日 1日までで、第6段階：2016年9月1日
外部電源装置の無負荷時の電力消費と平均アクティブ効率	2009年4月27日	第1段階：2010年4月27日 第2段階：2011年4月27日
電気モーター	2009年8月12日	第1段階：2011年7月16日 第2段階：2015年1月15日 第3段階：2017年1月1日
グラウンドパッキンのない独立型および製品に組み込まれたサーキュレーター	2009年8月12日	第1段階：2013年1月1日 第2段階：2015年8月1日
テレビ（エネルギーラベルを含む）	2009年8月12日	要件により、2010年1月7日と2011年8月20日の2段階、または2010年8月20日と2012年4月1日第2段階
家庭用冷蔵庫・冷凍庫（エネルギーラベルを含む）	2009年8月12日	要件により、2010年7月1日と2013年7月1日の2段階、または2010年7月1日、2012年7月1日、2014年7月1日の3段階、または2010年7月1日、2012年7月1日、2015年7月1日の3段階

出所： 欧州委員会の発表およびOkopol、ERA Technologyなどの情報を基にジェトロ作成

（2）2009～2011年に実施措置導入が決まる製品分野

先行した製品分野のうち、施行された9分野を除く16分野は2009～2010年に実施措置の導入が見込まれている。この16分野の進捗状況を表2に示した。また、2008年8月に発表された作業計画に示された10製品分野は、2011年までに実施措置が導入される予定である（表3参照）。

表 2：先行製品分野で残る 16 分野の実施措置策定の進捗状況（2009 年 8 月 10 日現在）

製品分野	進捗状況
家庭用洗濯機（エネルギーラベルを含む）	欧州議会にて精査中で 2009 年中に施行の予定
皿洗い機	2009 年中に規制委員会で採択の予定
ボイラーおよびコンビボイラー（ガス、石油、電気）	諮問フォーラムで協議、規則案の策定へ
温水器（ガス、石油、電気）	
住宅用空調設備（エアコンおよび換気）	
電気ポンプ	
非住宅用建物内の換気扇	
住宅用換気扇	
パーソナル・コンピューターおよびコンピューター・モニター	事前調査研究は終了、2009 年中に諮問フォーラムで協議予定、自主規制導入の可能性あり
イメージング機器（コピー機、ファックス、プリンター、スキャナー、多機能装置）	事前調査研究は終了、2009 年中に諮問フォーラムで協議予定
複雑なセット・トップ・ボックス	事前調査研究を終了し最終報告書を提出済み
商業用冷蔵・冷凍設備	事前調査研究中
小型固形燃料燃焼装置	
洗濯用乾燥機	
掃除機	
住宅用照明製品Ⅱ（反射型ランプ・反射照明器具）	

出所： 欧州委員会の発表および Okopol, ERA Technology などの情報を基にジェトロ作成

表 3：2009 年から実施措置導入の手続きが始まった製品分野

空調システム・換気システム	ネットワーク設備・データ処理設備・データ保管設備
電力・化石燃料利用の暖房設備	冷蔵・冷凍機器
食品調理機器	音響・イメージング機器
産業用・研究室用の加熱炉・オーブン	変圧器
工作機械	水利用設備

出所： "Communication from the Commission to the Council and the European Parliament- Establishment of the working plan for 2009-2011 under the Ecodesign Directive"
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2008:0660:FIN:EN:PDF>

（3）2012 年以降に実施措置導入の可能性のある製品分野

欧州委員会は、EuP 指令の施行後に指令の対象となる製品分野を決めるため、先行して実施措置導入の手続きに着手していた 20 製品分野を除いて調査研究を実施し、2007 年末に 34 の製品分野を選んだ。これを販売数量と使用エネルギー量から 25 の最優先製品分野とそれ以外に分類した。2008 年 8 月の作業計画で示された 10 製品分野は最優先製品分野を中心に選ばれている。34 製品分野のうち、残りの分野については将来的に実施措置を導入する分野となる可能性が高い。このうち主な分野を表 4 に示した。ただ作業計画を策定する段階で、製品分野の統合・分割などが行われる場合もある。

表 4：2012 年以降に規制導入の手続きが始まる可能性のある主な製品分野

外科・患者回復・治療の設備	音響処理機械・設備（無線設備を含む）
衣類の手入れなどの家庭用機器	先行製品分野で対象外となったその他のモーター、モーター駆動機器
自動溶接機	先行製品分野で対象外となった照明装置
高エネルギー診断・治療設備	食品製造機器
電気診断装置	飲料・商品用の自動販売機
パワーエレクトロニクス製品（インバータ、静電変換機、誘電子、ソフトスターター）	圧縮機
電気機械工具	ネット接続オプション付きのデータ利用・コミュニケーション用の端末
計器用変圧器	パーソナルケア用機器
アンテナ、レーダー、無線ナビゲーション&コントロール・システム	換気設備（地下インフラ用、特殊プロセス用）
昇降・移動・積載機器	草刈り機
キャッシャー機、発券機	化石燃料を使用する発電装置

出所： "Study for preparing the first Working Plan of the Ecodesign Directive" を基にジェトロ作成
http://ec.europa.eu/enterprise/eco_design/finalreport_wpstudy.pdf

3. 施行された規制の事例

(1) 実施措置の構成と共通要素

実施措置（欧州委員会規則）が施行された 9 製品分野の規制内容は、以下のように共通した項目で構成されている。

- ・ 製品の定義：対象となる製品の明確化。分野によっては規則が適用されない製品も明示
- ・ 機能の定義：製品の機能を示す際の定義を明示
- ・ エコデザインの要件：製品ごとに詳細に規定
- ・ ベンチマーク：規則の採択時点で市場にて入手できる最良の製品と技術を示し、生産者が目指す指標とする
- ・ 規制の見直し時期：技術の進展に応じて欧州委員会が見直し時期を示す。製品分野で異なり、施行後 4 年以内、5 年以内、6 年以内、7 年以内など
- ・ 適合性評価：EuP 指令の該当項目が示される

なお実施措置への適合は、EU の製品の安全規制で導入されている CE マークを製品に貼付して示すことになっている。CE マークを貼付するために企業に対しては、安全規制と同様に「適合宣言書（Declaration of Conformity）」の作成が義務付けられている。

(2) エコデザインの要件の実例

エコデザインの要件の実例として、一番早く施行されて比較的単純な要件が規定された「家電機器とオフィス用電子・電気機器のスタンバイ（待機）モードおよびオフモードでの電力ロス」と2009年8月12日に施行されたばかりの「家庭用冷蔵庫・冷凍庫」について示す。

(a) 家電機器とオフィス用電子・電気機器のスタンバイモードとオフモードの電力消費⁹

この製品分野では消費電力が要件のポイントで、施行1年後（2010年1月7日）と4年後（2013年1月7日）の2段階で強化される。なお「テレビ」のエコデザインの実施規則が2009年8月12日に施行されたため、テレビについてはスタンバイモードとオフモードの規制が強化されるとともに、「スタンバイモードとオフモードでの電力消費」の規制対象から除外された。

- i) オフモードの消費電力：2010年1月7日から1ワット以下、2013年1月7日から0.5ワット以下。
- ii) スタンバイモードの消費電力
 - ・ 2010年1月7日から、①「再起動機能のみを提供する状態、あるいは再起動機能および使用可能な再起動機能の単なる表示を提供する状態」では1ワット以下、②「情報またはステータス表示のみを提供する状態、あるいは再起動機能と情報またはステータス表示のみを提供する状態」では2ワット以下。
 - ・ 2013年1月7日から、①は0.5ワット以下、②は1ワット以下。
- ii) 電力管理機能：2013年1月7日から、機器を利用した後、できるだけ短い時間内に自動的にスタンバイモードやオフモードに切り替わるような機能を備える。

(b) 家庭用冷蔵庫・冷凍庫¹⁰

情報提供と機能に関する一般エコデザイン要件は2段階、エネルギー効率の数値達成を義務付けた特定エコデザイン要件は3段階で導入が示されている。なお、冷蔵庫・冷凍庫の

⁹ Commission Regulation (EC) No 1275/2008 of 17 December 2008 implementing Directive 2005/32/EC of the European Parliament and of the Council with regard to ecodesign requirements for standby and off mode electric power consumption of electrical and electronic household and office equipment
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2008:339:0045:0052:EN:PDF>

¹⁰ Commission Regulation (EC) No 643/2009 of 22 July 2009 implementing Directive 2005/32/EC of the European Parliament and of the Council with regard to ecodesign requirements for household refrigerating appliances
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:191:0053:0068:EN:PDF>

エネルギー効率に関する指令 (96/57/EC) は 2010 年 7 月 1 日より廃止される。

- i) 一般エコデザイン要件の第 1 段階：2010 年 7 月 1 日から消費者に提供すべき情報
 - ・ ワインセラーでは、生産者が提供する説明書に「この機器はワインの貯蔵のみを使用目的とする」と明示する。
 - ・ 家庭用冷蔵庫では、生産者が提供する説明書に、使用時のエネルギー消費を最低にする方法、およびエネルギーを最も効率的に使用する棚やバスケットの組み合わせを示す。
- ii) 一般エコデザイン要件の第 2 段階：2013 年 7 月 1 日から備えるべき機能
 - ・ 冷凍庫・冷凍室の急冷凍機能では、始動後 72 時間以内に自動的に元の冷凍温度に戻す。
 - ・ 電子制御盤があり外気温 16 度未満で使用される冷凍冷蔵庫では、冷凍食品貯蔵温度を調整する冬期設定スイッチなどが外気温に応じて自動的に作動するようにする。
 - ・ 10 リットル未満の貯蔵容量の家庭用冷蔵庫では、空の状態になると 1 時間以内に電力消費が 0 ワットになるようにする。
- iii) 特定エコデザイン要件：10 リットル以上の貯蔵容量の家庭用冷蔵庫は、ワイン貯蔵機器など一部機器を除いて、以下の「エネルギー効率指標 (EEI: Energy Efficiency Index)」を満たすことが義務付けられる。家庭用冷蔵庫の EEI の算出手順は規則で別途示されている。
 - ・ 圧縮式冷蔵庫：2010 年 7 月 1 日から EEI が 55 未満、2012 年 7 月 1 日から EEI が 44 未満、2014 年 7 月 1 日から EEI が 42 未満。
 - ・ 吸収式冷蔵庫：2010 年 7 月 1 日から EEI が 150 未満、2012 年 7 月 1 日から EEI が 125 未満、2015 年 7 月 1 日から EEI が 110 未満。